

## 手続参加（当機構への授権）の方法

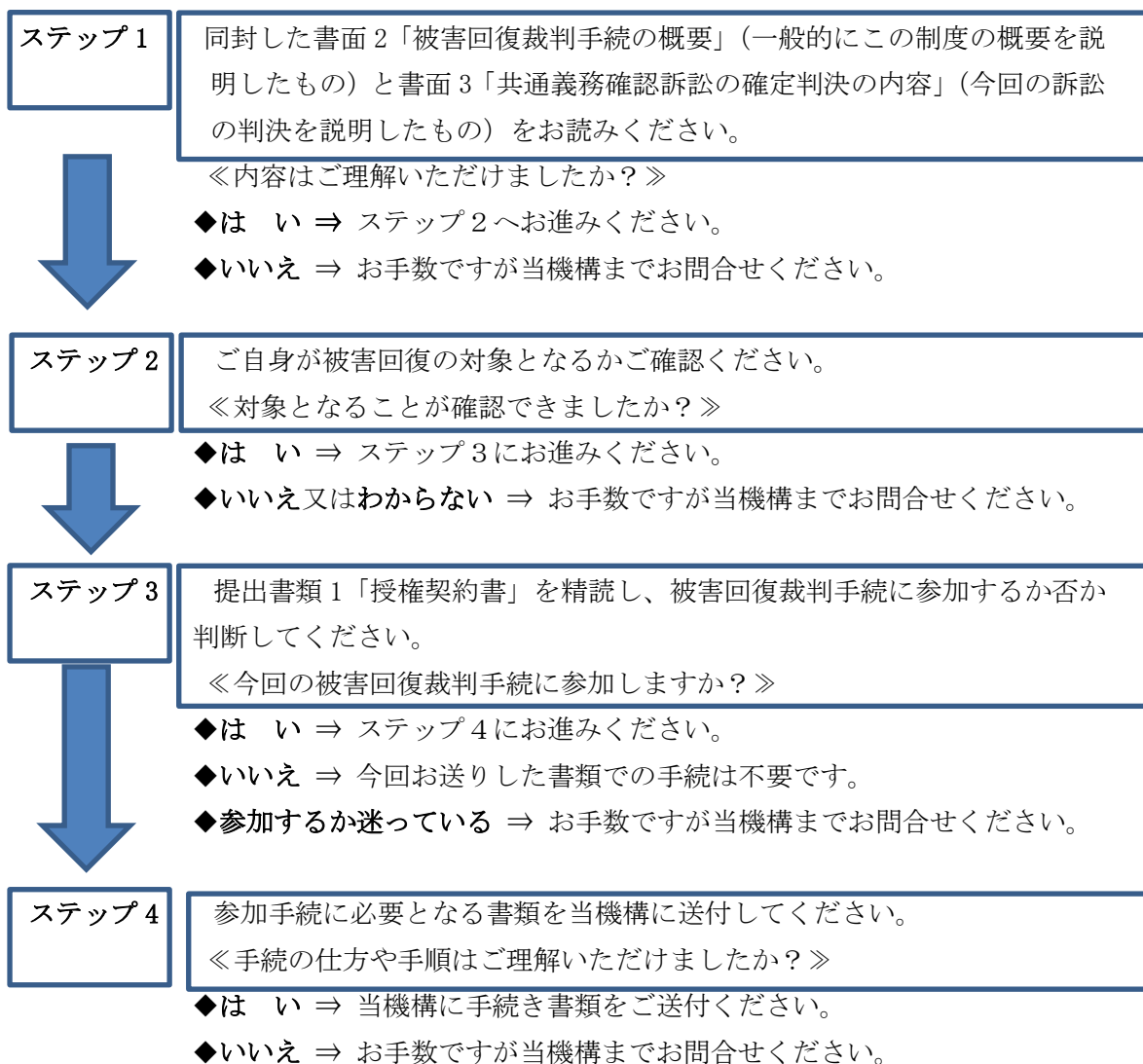
### ～被害を回復するために必要な手続等のご案内～

被害回復の裁判手続（簡易確定手続）に参加するために、同封した書類、手続参加までのプロセスや方法（提出書類の記載内容）等をご確認いただき、手続参加を希望される場合は、期日（**2020年9月20日10月10日**）までに手続き（提出書類の送付）をお願いします。**※締め切りを伸ばしました。**

#### 1. 書類の確認から被害回復手続参加までのプロセス

お送りしました書類の確認から被害回復裁判手続への参加のための提出書類送付までのプロセスは次のとおりです。

各ステップの中で不明な点や判断に迷う場合は、当機構までご連絡ください。



**2. 手続きに参加するためには、当機構と授権契約を結ぶ必要があります。その場合に当機構に必ず返送いただく書類について**

下記 1～5 の書類を簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法で当機構へご返送ください。郵送料はご負担ください。

No.	提出書類と手続きの内容
1	<p><b>提出書類 1「授権契約書」</b>(今回お送りした 2 部ともご返送ください)</p> <p>(1) 最初のページの委託者欄 (甲) に自署でお名前をご記入ください。</p> <p>(2) 最初のページの日付をご記入ください。日付はご記入いただいた日で結構です。</p> <p>(3) 最初のページの【甲】欄に、ご住所、お名前及びご連絡先をご記入いただき、押印をしてください。印は認印で結構です。</p> <p>(4) 同じく最初のページの《振込先口座》及び《第 2 連絡先》について、ご記入ください。</p> <p>※《指定口座》で指定する金融機関は、銀行・信金・信組・郵貯・J A・労金のいずれでも構いません。</p> <p>※《第 2 連絡先》は、可能な限りご記入ください。</p> <p>(5) 2 部とも当機構宛にご返送ください。お送りいただいた授権契約書は、不備等が無いことを確認したうえで、当機構で押印し、貴殿の保管用として 1 部を返送いたします。</p>
2	<p><b>提出書類 2「授権証明書」</b>(今回お送りした 2 通ともご返送ください)</p> <p>委任する事項等必要となる内容について記載していますので、書面の内容をご確認いただき、日付とご住所、お名前をご記入し、押印をしてください。印は認印で結構です。</p> <p>1 通は、簡易確定手続の係属している東京地裁民事 20 部に提出します。</p> <p>もう 1 通は、異議後の訴訟に移行した際に、その訴訟が係属する裁判所に提出します。※異議後の訴訟に移行するかの決定の際には、手続きに参加するご本人の意向を確認します。</p> <p>なお、裁判所の求めで一部表記を変更する場合もありうるため、2 通にそれぞれ捨印を一つずつ押していただくと助かります。</p>

<p>3</p>	<p><b>提出書類 3「ご自身が本件対象消費者であることを証する書面」</b></p> <p>(1) ご自身が本件の対象消費者であることを裁判所に証明するための書面です。当該書面をご覧いただき、正確に記入してください。</p> <p>(2) <u>この書類の【記載用紙】の6、7、8の項目は、裁判所、東京医大、当機構の協議の結果、手続上必要な資料として回答をお願いすることになりました。今後の東京医大の認否、裁判所の判断に影響する場合がありますので、慎重に記載して下さい。</u></p> <p>(3) 加えて、ご自身が対象消費者であることを証する証拠書類がございましたら、<b>原本</b>を添付ください。原本の返却までには時間がかかることも予想されるため、必要であれば送付前にご自身でコピーをして保管してください。</p> <p>(例) ①受験票          ② 入学検定料を支払った振り込み証書の控え          ③ その他、入学検定料を支払ったこと、受験をしたことを証するもの</p>
<p>4</p>	<p><b>提出書類 4「本人確認書類貼付用紙」</b></p> <p>お手数ですが、ご本人を確認する書類として、下記の①～⑦の<u>いずれかの書類の写し</u>を貼り付けてご提出ください。</p> <p>①運転免許証          ②パスポート          ③写真付きの住民基本台帳カード          ④個人番号カード（マイナンバーカード）※          ※顔写真のある面のみで結構です。番号面は不要です。          ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳          ⑥在留カード又は特別永住者証明書          ⑦健康保険証※          ※健康保険証の写しをご提出いただく場合は、<u>追加して下記イ～ホいずれかの書類の写し</u>も補完資料として添付してください。</p> <p>イ 住民票記載事項証明書          ロ 公共料金領収書          ハ 官公庁発行の印刷物（納税通知書等）          ニ 本人名義の預金通帳の表紙          ホ その他上記以外で補完できる書類</p>

<b>5</b>	<b>提出書類 5「説明を受けたまたは説明不要の確認書」</b> この手続きへの参加に先立ち、当機構の職員または代理人より説明を受けたか、または同封書面をよく読み理解したので説明は不要であるか、もしくはさらに説明を受けたいかを確認する書面です。 書面記載内容をチェックする方法でご記入いただき、日付記入と署名をお願いします。
----------	--

### 3. 手続書類のご返送及びその後のご連絡について

- (1) 上記の表に記載しました手続書類がすべて整いましたら、当機構までご返送ください。簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法で当機構へご返送ください。返送の郵送料は、ご負担願います。
- (2) ご返送いただく期限は2020年9月20日までにご返送ください（必着）。
- (3) お送りいただいた書類の内容に不備や不足があった場合は、当機構よりご連絡させていただきます。
- (4) 皆様からお送りいただいた手続書類の内容を当機構で点検し、手続書類に問題が無いことを確認しましたら、当機構より皆様に授權契約書を1通返送いたします。お手許に保管ください。
- (5) お送りいただいた書類を拝見して、今回は対象とならないと判断した場合には、その理由も含めてその旨をご通知いたします。

### 4. 「手続参加のための費用」ならびに「債権届出より後の手続に関する費用及び報酬」の支払いについて

#### (1) 支払いの時期・方法

本件では、東京医大から当機構が回収した金員を、手続に参加した方々に分配する際に、費用・報酬を控除する方法をとります。手続に参加する段階で、当機構にお支払いいただく必要はありません。

ただし、2段階目の結果、分配できる金員がない方でも、「手続参加の費用」はお支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。（授權契約書第3条（1）②）

#### (2) 手続参加の費用

**届出債権1個の場合 10,400円～届出債権4個の場合 13,400円（いずれも上限額）**

※請求の対象となる入学試験の数ごとに印紙代が1,000円かかります。その費用を含んだ金額です。

上記の印紙代は、請求の対象となる入学試験の数によってこととなります。それ以外の、第1段階目の共通義務確認訴訟から、2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出るまでの費用については、手続きに参加する方々に均等にご負担いただきます。手続きに参加する方の人数を424名と仮置きし算定しています。これより人数が多くなればお一人当たりの負担は低くなっていきます。（授權契約書第3条（1））

**(3) 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬**

当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、相手方からの認否が示され、それに対して当機構が意見を述べます。そのうえで、裁判所が債権額の決定を行います。債権額が決定されたのち、その額を東京医大から回収し、当機構が皆さんに分配します。

これら一連の手続の費用と、当機構の報酬の合計額となります。(授權契約書第3条(2))

上記(2)の手続参加の費用に加えて、債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として契約書に定める額を分配時に控除します。届出消費者数等の要因により変わりますが、分配額の20%を上限とします。(授權契約書第3条(2))

**5. 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授權契約若しくは訴訟授權契約を解除する場合の理由**

(1) 当機構が、簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の締結を拒絶する場合の理由は以下の通りです。

- ① 本手続きへの参加を申し出た者が、委託をするのに必要な書類や契約書を提出しないこと。
- ② 本手続きへの参加を申し出た者が、提出書類1「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」に定める費用や報酬の負担を拒否すること。
- ③ 当機構が定めた手続参加の締め切り期日を経過した後に、参加の申し出があったこと
- ④ 手続きへの参加を申し出た者が反社会的勢力であり、その活動の一環として委託をしているなど、不当な利益を得るために委託をしていること。

(2) 簡易確定手続授權契約又は訴訟授權契約を解除する場合の理由については、提出書類1「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」第7条2項を参照ください。

**6. その他ご留意いただきたい事項**

- (1) お電話での受付時間は、平日の10:30~16:00となります。
- (2) EメールやFAXでのお問い合わせはいつでも可能ですが、ご返信・ご回答に数日要する場合がありますのでご了承ください。
- (3) 万一、書類の送付が期日までに間に合わない場合は、事前に当機構まで連絡をいただくようお願いいたします。
- (4) 第2段階目の手続も裁判ですので、必ず支払が受けられるわけではありません。
- (5) 被害回復裁判手続に参加した場合は、入学検定料等(一般入学試験6万円、センター利用4万円、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料)については、他の手続で請求することはできなくなります。参加しない場合は、他の手続で事業者に請求することは妨げられません。

## 書面 1

- (6) 第2段階の手續に参加した後、消費者機構日本への授權を撤回した場合は、債権届出の取下げがあつたものとみなされ、支払が受けられなくなります。
- (7) 第2段階の手續で各消費者に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある者は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授權を受けた消費者団体（消費者機構日本）を原告とする裁判手續（異議後の訴訟）で金額が決定されます。
- (8) この被害回復裁判手續へ参加するか否かはお自身のご任意のご判断です。参加しないことを選択される場合、当機構への連絡や書類の送付等の必要はありません。

以 上